平成２４年（フ）第５８号
和歌山県田辺市下屋敷町25番地
債務者　宮﨑　拓士
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５９号
和歌山県田辺市下屋敷町25番地
債務者　宮﨑あや子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６０号
山形県寒河江市大字白岩300番地の２
債務者　木村　豊子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３１号
愛知県豊田市渋谷町３丁目980番地20　県営10―603号、前住所愛知県名古屋市天白区池場３丁目401番地　ティーシャトウ清風苑401号
債務者　松本亜希子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
三重県伊勢市磯町1843番地７
債務者　中山　美紀
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
三重県度会郡玉城町久保339番地
債務者　服部加代子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５７５号
神奈川県平塚市纏143―１　コーポ小沢Ⅰ102号、住民票上の住所神奈川県平塚市纏140番地の３
債務者　瀬戸ヒトミ
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８１号
静岡県伊豆市大野1120番地の３
債務者　小川　賞子（旧姓田京）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
岡山県総社市門田129番地１
債務者　二神　勝昭
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
群馬県太田市鳥山上町1176番地４
債務者　春山　義春
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５４７号
神奈川県平塚市岡崎3919番地　グリーンガーデン101号
債務者　武藏　敏子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３９６号
静岡県駿東郡長泉町上土狩528番地の１、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪39番地の１尾尻住宅５棟511号
債務者　大野　翔太（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２７号
名古屋市北区鳩岡２丁目２番21号
債務者　市川　力男
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５４号
愛知県稲沢市小沢４丁目８番５号　セジュールＢ―201
債務者　戸澤　一仁
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３５５号
愛知県稲沢市小沢４丁目８番５号　セジュールＢ―201
債務者　戸澤　夏子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７２３号
大阪府松原市立部２丁目４番23号
債務者　泉谷　益邦
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１５号
堺市南区桃山台１丁３番24―204号
債務者　佐藤　邦治
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係